

議案第 55 号

三朝温泉観光商工センターの指定管理者の指定について

次のとおり三朝温泉観光商工センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 26 年 6 月 12 日

三朝町長 吉田 秀光

管理を行わせる 施設の名称及び 所在地	指 定 管 理 者		指 定 期 間
	名称及び代表者名	所在地	
三朝温泉観光商工セ ンター 三朝町大字三朝 973 番地 1	三朝温泉観光協会 会長 新藤 祐一	三朝町大字三朝 973 番地 1	平成 26 年 8 月 1 日 から平成 28 年 3 月 31 日まで

